

令和7年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和7年9月末日現在

栃木労働局

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.1 1月 11時台	化学工業	50代	有害物等との接触	被災者が、バケツに入った廃液をコンテナに移す作業に従事していたところ、何らかの理由でコンテナの上方にある開口部(直径40cm)からコンテナ中に転落し、死亡したものの。
		30年	有害物	
No.2 2月 15時台	木造家屋 建築工事業	60代	飛来、落下	木造2階建て住宅解体工事現場において、バックホウを用いて2階部分の解体を行っていたところ、屋根部分からベニヤ板(縦90cm、横180cm、厚さ12mm)が落下し、付近で廃棄物の分別作業をしていた被災者の背中に直撃し、死亡したものの。
		5年	木材、竹材	
No.3 2月 10時台	土石採取業	60代	飛来、落下	被災者が、原料砕石投入ホッパー内部において、シューターに詰まった玉石を取り除こうとしていたところ、別のホイールローダー運転者が、原料の砕石をホッパー内部に投入し、被災者が下敷きとなり、死亡したものの。
		24年	ホイールローダー	
No.4 2月 9時台	その他の 事業	30代	崩壊、倒壊	被災者が、木製電柱(高さ8.60m)の撤去作業で電柱に登り、地上から7.25mの位置でワイヤーカッターを使用した電線の切断作業を行っていたところ、電柱が地表面の部分で折れ、倒れた電柱と共に地上に激突し、死亡したものの。
		12年	その他の構築物等	
No.5 3月 16時台	一般 機械器具 製造業	20代	激突され	長さ約3m(径3cm)の加工材(鉄製で丸棒状)の先端部分を加工するため旋盤にセットし、操作者が、旋盤の運転を開始し、回転数を上げていたところ、加工材が、被災者の頭部を直撃し、死亡したものの。
		6年	旋盤	
No.6 6月 9時台	土木工事業	40代	崩壊、倒壊	ケーブルクレーンの設置工事において、上部鉄塔付近に動滑車を固定するワイヤーロープを取り付ける準備作業をしていたところ、上部鉄塔が倒れ、被災者に激突し、死亡したものの。
		19年	クレーン	
No.7 6月 6時台	教育・研究 業	50代	はさまれ、巻き込まれ	従業員駐車場において、被災者が自家用車を停車後、ドライブレンジのまま降車し、当該車の前方に立った際に当該車が前進してきたため、当該車を人力で止めようとするも止められず、当該車右前輪に頭部をはさまれ、死亡したものの。
		8年	乗用車、バス、バイク	
No.8 7月 5時台	清掃・と畜 業	60代	はさまれ、巻き込まれ	被災者が、スーパーのゴミ集積所において、ゴミ回収作業を行っていたところ、パッカー車の後部回転板と押込板に両腕を巻き込まれ死亡したものの。
		10年	トラック	
No.9 8月 4時台	小売業	60代	交通事故(道路)	被災者が、バイクで新聞配達をしていたところ、走行中にイノシシに衝突されたか、追突したため転倒し、死亡したものの。
		8年	乗用車、バス、バイク	
No.10 8月 17時台	陸上貨物 取扱業	60代	はさまれ、巻き込まれ	トラックの後方で被災者が作業していたところ、使用しないため垂直に跳ね上げていたローラーコンベアが何らかの拍子に倒れ、ローラーコンベアの正面にいた被災者がローラーコンベアとトラックとの間に挟まれ、死亡したものの。
		3年	コンベア	
No.11 8月 7時台	土木工事業	70	墜落・転落(2m未満)	散水車のタンクに給水するため、被災者が散水車後部のステップに上り作業していたところ、ステップから降りようとした際にバランスを崩し、0.7mの高さから転落し、後日死亡したものの。
		3年	トラック	

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.12 9月 9時台	金属製品 製造業	39	激突され	H鋼(長さ:12m、重量:約2.4t)の加工を行うため、ローラーコンベヤー上で天井クレーンを用いてH鋼の上下反転作業を行っていたところ、玉掛用具のクランプが外れ、当該H鋼が被災者の方向に倒れ、その下敷きになり死亡したものの。
		1年	玉掛用具	
No.13 9月 13時台	その他の 建設業	72	墜落・転落 (2m以上)	土蔵の解体工事において、被災者が2階部分の開口部(高さ約2.8m)から、外に停めたダンプの荷台に残置物を投げ入れる作業をしていたところ、開口部から地面に墜落し、死亡したものの。
		10年	開口部	

